

なるせ保育園運営規程

令和2年	3月13日	制定
令和3年	12月13日	一部改正
令和5年	6月27日	一部改正
令和6年	2月21日	一部改正
令和6年	3月22日	一部改正
令和7年	4月1日	一部改正
令和7年	6月9日	一部改正

(名称及び所在地)

第1条 社会福祉法人 なるせ保育会 が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 なるせ保育園
- (2) 所在地 雄勝郡東成瀬村田子内字上野8番地1

(施設の目的及び運営方針)

第2条 なるせ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、適正な保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場と園児の人格を尊重した保育を提供するものとする。
- 3 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 4 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、最低基準条例その他関係法令を遵守し、運営を行うものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

法第20条第4項に規定する支給認定保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（同条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間の範囲におい

て、法第 59 条第 2 号に規定する延長保育を提供する。

(3) 送迎

園バスによる送迎を行う。ただし、4 月時点で満 3 歳以上の希望者に限るものとし、運営に支障のない範囲・人数とする。

(4) 給食の提供

給食はできる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を満たすものとする。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

(5) 一時預かり

一時預かり事業を実施する。詳細は別に定める。

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

第 4 条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長（1 名）

園長は、園の運営管理全般と職員の指揮監督を行う。

(2) 副園長（1 名）

副園長は、園長を補佐し園務を司る。

(3) 主任保育士（0～1 名）

主任保育士は、保育内容について保育士を統括する。

(4) 副主任保育士（2 名）

副主任保育士は、保育に従事し保育士の指導等にあたる。

(5) 保育士（「秋田県保育所の設備及び運営に関する条例」（以下「県条例」という。）に定める基準を下回らない人数）

保育士は、保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。

(6) 看護師（1 名）

看護師は、園児・職員の健康管理の助言、保健衛生管理指導等を行う。

(7) 栄養士（1 名）

栄養士は、給食献立の立案、栄養管理、調理指導、食材等の発注等の他、園児の発達段階に応じた栄養指導、食育推進に関する業務を行う。

(8) 調理員（常勤 2 名、非常勤 1 名）

調理員は、給食の調理、食品の受け払い、調理室等の管理等、給食に関する業務を行う。

(9) 保育補助員（若干名）

保育補助員は、保育士の業務を補助する。

(10) 事務長（1 名）

事務長は、法人事務局における法人事務を統括する。

(11) 事務員（１名）

事務員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理事務、物品の調達・受け払い、文書の収発等の庶務に関する業務を行う。

(12) 嘱託医（内科１名、歯科１名）

嘱託医は、園児の健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行う。

（保育を提供する日）

第５条 当園の保育を提供する日は、年末年始（12月29日から1月3日）と祝祭日を除く、月曜日から土曜日までとする。

（開園時間及び保育を提供する時間）

第６条 当園の開園時間は午前7時から午後7時までとする。

2 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（最長11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日～土曜日 午前7時00分から午後6時00分

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（最長8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日～土曜日 午前8時から午後4時

(3) 延長保育

上記(1)、(2)それぞれの時間帯以外において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、延長保育を提供する。この場合の料金等については、別表1に定める。

（利用料その他の費用等）

第７条 保護者は、居住する市町村長が定める保育料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として別表2に定める費用について、保護者から実費の負担を受けるものとする。

3 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで別表2のとおり負担を求めることができる。

（利用定員）

第８条 利用定員は50名とし、次を原則とする。

(1) 0歳児 2名

(2) 1歳児、2歳児

14名

(3) 3歳児、4歳児、5歳児

34名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当園に入園するときは、居住地の市町村に利用の申し込みを行い、入園の決定を受けなければならない。

2 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

3 登園は、産後8週が経過しない乳幼児、保護者が当該児童に係る産後休暇及び育児休業中の場合は、入園を受け入れない。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記した文書を交付し、説明を行い保護者の同意を得るものとする。

5 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規程に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 保護者から保育園利用の取り消しの申し出があったとき。

(3) 市町村が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、東成瀬村及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 当園は、園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対応)

第11条 当園は、非常災害に備えて対応等の具体的な計画を立て、防火管理者を定めて体制を整備し、それらを職員に周知するとともに毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練を実施する。

2 当園は、地震、風水害等の災害発生に備え、園児の引き渡し等の具体的対応について定める。

(虐待の防止のための措置)

第12条 当園は、園児の人権の保護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の

整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講ずる。

- 2 当園は、保育の提供中に虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に従い、速やかに関係機関に通告する。

(帳簿の整備)

第 13 条 当園は、保育の提供に関する以下の帳簿等を整備する。

- (1) 園児の管理に関する帳簿等
- (2) 保育の実施に関する計画、記録等の帳簿等
- (3) 園児の健康安全に関する帳簿等
- (4) その他必要と思われる帳簿等

- 2 当園の設備、職員、庶務等に関する帳簿の整備については、別にこれを定める。

(苦情対応)

第 14 条 当園は、保護者からの様々な苦情、意見・要望等に対する適切な対応及びその解決を図るための事項については、「苦情解決処理要項」の定めるところによる。

(安全対策と事故防止)

第 15 条 当園は、安全かつ適切な質の高い保育を提供するために、安全指導計画、環境整備計画等を作成し、毎月 1 回以上施設設備の安全点検を行う等の事故を防止するための体制を整備する。

- 2 当園は、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努める。また、園児の主治医や保護者と連携し、原因食物・除去根拠を常に把握する。

(健康管理・衛生管理)

第 16 条 当園は、園児に対して年 2 回の内科健康診断及び年 1 回の歯科健診を実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び当園の「給食衛生管理マニュアル」に沿って、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(秘密の保持)

第 17 条 当園の職員は、職務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様とする。

(改正)

第 18 条 この規程を改正し又は廃止するときは、社会福祉法人なるせ保育会理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は令和5年6月27日から施行し、令和5年4月1日に遡及し適用する。

附則

この規則は令和5年6月1日から施行する。

附則

この規則は令和6年4月1日から施行する。

附則

この規則は令和7年4月1日から施行する。

附則

この規則は令和7年6月9日から施行し、令和7年4月1日に遡及し適用する。

社会福祉法人 なるせ保育会

なるせ保育園運営規程

令和2年 3月13日 制定

令和3年12月13日一部改正

令和5年 6月27日一部改正

令和6年 2月21日一部改正

令和6年 3月22日一部改正

令和7年 4月 1日一部改正

令和7年 6月 9日一部改正